

# 山梨県知事選挙



○ポスター: 笛吹市立八代小学校 5年 高橋 杏奈さんの作品  
(令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞)  
○キャッチフレーズ: 都留市立都留第一中学校 3年 横山 こころさんの作品  
(令和4年度明るい選挙啓発キャッチフレーズ 山梨県明るい選挙推進協議会 会長賞)

行く権利  
選ぶ責任  
18歳

## 投票日 1月22日(日)

**投票時間** 午前7時～午後8時 (一部の投票所を除く)

期日前投票期間 1月6日(金)～1月21日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

山梨県・市町村選挙管理委員会 山梨県・市町村明るい選挙推進協議会

まずは

# 知っておきたい、選挙の「3つのこと」



## 1 選挙運動のこと

選挙運動は、選挙運動期間内(立候補の届出の日から、投票日の前日まで)に限り、満18歳以上の者であれば、行うことができます。ただし、選挙運動については、公職選挙法等において様々な制限に関する規定が定められていますのでルールを守って選挙運動を行うよう心がけて下さい。

このような行為は**禁止**されています。▶違法なポスターやのぼり旗等、事前運動、買収・供応接待、戸別訪問、氣勢を張る行為等々

## 2 インターネット選挙運動のこと

SNS やブログなどの様々なインターネットツールを利用した選挙運動ができます

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージをSNSなどで広める(リツイート、シェアなど)

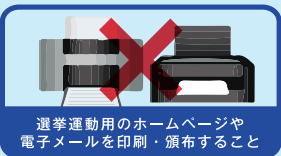
選挙運動の様子を動画サイトに投稿する



有権者が電子メールを利用して選挙運動すること



年齢満18年未満の者が選挙運動すること  
※満18歳以上から選挙運動ができます



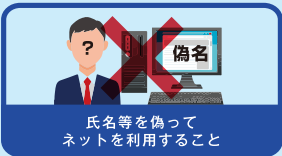
選挙運動用のホームページや電子メールを印刷・頒布すること



告示日前に選挙運動すること



ウソ デタラメ まちがい  
候補者に関する嘘の情報を公開すること



偽名  
氏名等を偽ってネットを利用すること



誹謗 中傷  
悪質な誹謗中傷をすること



改ざん  
候補者等のウェブサイトを変更すること

## 3 進学や就職で引っ越したら? 引越先でしておくこと

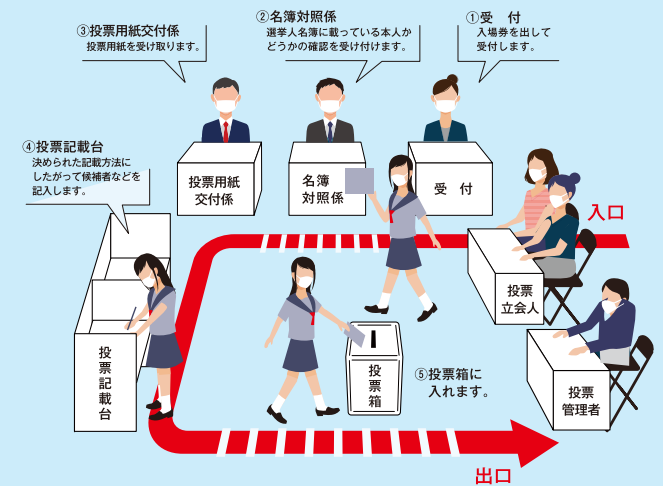
選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職で実家を離れる場合には、引越先の自治体への転入届が必要です。

# 投票は18歳から

初めて選挙へ行く方へ

平成17年1月23日以前に生まれた方が対象となります。

投票所入場券を持って投票所に行くだけ!



## 子どもを同伴して投票所に入れます



幼児、児童、生徒その他の18歳未満の方を同伴して、投票所に入ることができます。家族みんなで投票に行きましょう。